

多文化共生マネージャー認定要領

制定	平成30年	9月	4日
一部改正	令和2年	9月	1日
一部改正	令和3年	9月	9日
一部改正	令和6年	7月	11日

1 趣旨

外国人住民の滞在が長期化するにつれ、言葉の問題にとどまらず、解決しなければならない問題がますます多様化・複雑化してきている。その一方で、外国人住民を支援の対象とするだけでなく、新たな地域社会の担い手としてともに活動していくことが必要とされている。

このような現状を踏まえ、当協会が指定する条件を満たした者を「多文化共生マネージャー」（以下「タブマネ」という。）に認定することにより、地域の多文化共生を推進する人材の育成や当該人材の活動等を支援する。

2 認定要件

当協会主催の研修である「多文化共生マネージャー養成研修」及び当協会が指定した課題研究を修了した者とする。

3 認定の方法

認定要件を満たす者をタブマネとして認定するとともに、当協会から認定証書を交付する。

4 認定者の登録

認定者は、当協会で管理する「多文化共生マネージャー登録台帳」に登録する。

5 その他

この要領に規定のない事項については、事務局長が決定する。

附則（令和2年9月1日）

令和2年度に限り、「2 認定要件」で定める「多文化共生の実践コース」を修了したものについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、当協会及び全国市町村国際文化研修所がやむを得ないものと認め、同研修をオンラインにて受講した場合にあっては、同研修を修了したものとみなす。

附則（令和3年9月9日）

令和3年度に限り、「2 認定要件」で定める「多文化共生の実践コース」を修了したものについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、同研修をオンラインにて受講した場合にあっては、同研修を修了したものとみなす。